

## 長崎市一般廃棄物及び産業廃棄物に係る行政処分に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定により市長が行う行政処分を公平かつ公正に行うことを目的として定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 行政処分 次に掲げるものをいう。

ア 法第7条の3の規定による一般廃棄物処理業、法第14条の3の規定による産業廃棄物処理業及び法第14条の6の規定による特別管理産業廃棄物処理業の事業の全部又は一部の停止（以下「処理業停止」という。）

イ 法第7条の4の規定による一般廃棄物処理業、法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業及び法第14条の6の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消（以下「処理業許可取消」という。）

ウ 法第9条の2第1項の規定による一般廃棄物処理施設及び法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設に係る改善命令（以下「施設改善命令」という。）又は使用停止（以下「施設使用停止」という。）

エ 法第9条の2の2第1項及び第2項の規定による一般廃棄物処理施設並びに法第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設に係る許

可の取消（以下「施設設置許可取消」という。）

オ 法第19条の3（法第17条の2第3項及び法第19条の10第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による改善命令

カ 法第19条の4、法第19条の4の2、法第19条の5（法第17条の2第3項及び法第19条の10第2項の規定により準用する場合を含む。）、法第19条の6及び法第19条の11の規定による措置命令

(2) 許可 次に掲げるものをいう。

ア 処理業許可 次に掲げるものをいう。

(ア) 法第7条第1項及び法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可

(イ) 法第7条第6項及び法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の許可

(ウ) 法第14条第1項及び法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可

(エ) 法第14条第6項及び法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の許可

(オ) 法第14条の4第1項及び法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

(カ) 法第14条の4第6項及び法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可

イ 施設設置許可 次に掲げるものをいう。

(ア) 法第8条第1項及び法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可

(イ) 法第15条第1項及び法第15条の2の6第1項の規定による

## 産業廃棄物処理施設の許可

- (3) 許可業者 市長の許可を取得している者
- (4) 違反行為 法又は法に基づく行政処分に違反する行為で、行政処分を行う対象となる別表の違反行為の内容の欄に掲げるもの
- (5) 違反業者 違反行為を行った許可業者

### (行政処分の対象とする許可の種類及び範囲)

第3条 行政処分の対象とする許可の種類及び範囲は、違反業者が市長の許可を取得している全ての種類の業及び施設であり、その許可範囲の全部とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その範囲を限定することができる。

### (行政処分の決定の基準)

第4条 行政処分の基準は、別表の違反行為の内容の欄に掲げる違反行為に応じて、処理業許可は処分基準の処理業の欄に、施設設置許可は処分基準の処理施設の欄に掲げる内容を上限とする。ただし、処理業許可を受けた者が設置する処理施設に係る違反行為については、当該違反行為に応じた別表の処分基準の処理施設の欄に掲げる内容を上限として、処理業許可に対する行政処分を行うことができるものとする。

### (行政処分の加重)

第5条 違反行為に関連する内容が次の各号のいずれかに該当するときは、行政処分を加重することができる。

- (1) 違反行為の結果、生活環境保全上の重大な支障が生じていると認められるとき。

(2) 違反行為が長期にわたり継続したとき又は違反行為に関係した廃棄物が極めて大量であったとき。

(3) 違反行為が繰り返し行われたとき。

2 違反行為が複数ある場合には、原則として最も重い処分を適用する。ただし、違反行為の内容が前項各号に該当し、かつ、処理業停止又は施設使用停止（以下「停止処分」という。）を行う場合は、それぞれの違反行為に対する停止日数を加算することができる。

3 過去に停止処分を受け、当該行政処分が終了する日の翌日から起算して5年以内に再び停止処分に該当する違反行為を行ったときは、前回の停止日数を加算することができる。

4 前3項の規定により行政処分の加重又は加算を行った場合において、算定された停止日数が90日を超えるものについては、処理業許可取消又は施設設置許可取消（以下「許可取消処分」という。）を行うことができるものとする。

#### （行政処分の軽減）

第6条 違反の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、行政処分の内容を軽減することができる。ただし、現に生活環境の保全上支障が生じている場合又は過去に行政処分を受け、当該処分が終了する日の翌日から起算して5年を経過しない者による違反が行われた場合を除く。

(1) 違反行為の内容が軽微であり、再犯のおそれがないとき。

(2) 違反業者等による原状回復が行われる等、情状酌量の余地があると認められるとき。

(3) その他軽減するに足りる相当の理由があると市長が認めるとき。

2 前項の規定により処分の軽減を行うときは、次によるものとする。

- (1) 許可取消処分相当の違反行為について処分の軽減を行うときは、許可取消処分に代えて、90日間の停止処分を行うことができる。
- (2) 停止処分相当の違反行為について処分の軽減を行うときは、別表の処分基準の処理業の欄又は施設設置の欄に掲げる停止日数の2分の1の日数（ただし、10日を下回る場合は10日）を下限として停止日数の軽減を行うことができる。

（行政処分の決定）

第7条 違反行為を確認したときは、第3条から前条までの規定に基づき行政処分を決定する。

（事情聴取）

第8条 市長は、違反行為を探知したときは、必要に応じて違反業者等関係者に対する事情聴取を行うものとする。

（聴聞又は弁明の機会の付与）

第9条 行政処分を行うときは、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき違反業者に対して聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、行政手続法第13条第2項各号の規定に該当する場合は、これらの手続を省略することができる。

（環境省との協議）

第10条 行政処分を行うに当たって環境省と協議する必要があるときは、その妥当性等について協議することができる。

(関係自治体との協議)

第11条 行政処分を行おうとする違反業者が他の自治体の許可を受けているときは、必要に応じて当該自治体と行政処分の内容及び時期について調整する。

(公表)

第12条 行政処分を行ったときは、速やかにこれを公表する。この場合において、公表は、報道機関への情報提供及び長崎市ホームページへの掲載により行うものとする。

(関係自治体への連絡及び環境省への報告)

第13条 行政処分を行ったときは、被処分者が許可を有する他の自治体に連絡するとともに、産業廃棄物処理業許可取消処分の行政処分を行ったときは、環境省に報告する。

(許可証の返納)

第14条 行政処分を決定したときは、被処分者から当該行政処分に係る許可証を返納させる。ただし、停止処分をする場合は、当該停止期間中に限り当該許可証を返納させる。

(履行状況の確認)

第15条 行政処分を行ったときは、被処分者の事業所等へ定期的な立入検査を行い、行政処分の履行状況について確認する。ただし、市長の管轄する区域を越えて事業所への立ち入りを行う必要があるときは、当該区域を管轄する行政庁と協議する。

附 則（令和 5 年 7 月 3 1 日長崎市告示第 4 0 8 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の前に行われた違反行為に対する行政処分の適用については、なお従前の例による。ただし、この同日以後も継続的に行われている違反行為については、一連の違反行為としてこの要領の規定を適用する。

別表（第4条関係）

違反行為の内容	法の条項	罰則	処分基準	
			処理業	処理施設
無許可営業	第7条第1項 第7条第6項 第14条第1項 第14条第6項 第14条の4第1項 第14条の4第6項	第25条第1項第1号		
不正手段による営業許可取得	第7条第1項 第7条第6項 第14条第1項 第14条第6項 第14条の4第1項 第14条の4第6項 第7条第2項 第7条第7項 第14条第2項 第14条第7項 第14条の4第2項 第14条の4第7項	第25条第1項第2号	処理業 許可取消	施設設置 許可取消
無許可事業範囲変更	第7条の2第1項 第14条の2第1項	第25条第1項第3号		



	第 1 4 条 の 5 第 1 項			
不正手段による事業範囲変更許可取得	第 7 条 の 2 第 1 項 第 1 4 条 の 2 第 1 項 第 1 4 条 の 5 第 1 項	第 2 5 条 第 1 項 第 4 号		
事業停止命令違反	第 7 条 の 3 第 1 4 条 の 3 第 1 4 条 の 6	第 2 5 条 第 1 項 第 5 号		
措置命令違反	第 1 9 条 の 4 第 1 項 第 1 9 条 の 4 の 2 第 1 項 第 1 9 条 の 5 第 1 項 第 1 7 条 の 2 第 3 項 第 1 9 条 の 6 第 1 項			
委託基準違反（許可のない者への委託）	第 6 条 の 2 第 6 項 第 1 2 条 第 5 項 第 1 2 条 の 2 第 5 項	第 2 5 条 第 1 項 第 6 号		
名義貸禁止違反	第 7 条 の 5 第 1 4 条 の 3 の 3 第 1 4 条 の 7	第 2 5 条 第 1 項 第 7 号		
処理施設無許可設置	第 8 条 第 1 項 第 1 5 条 第 1 項	第 2 5 条 第 1 項 第 8 号		

不正手段による施設設置許可取得	第 8 条 第 1 項 第 1 5 条 第 1 項	第 2 5 条 第 1 項 第 9 号		
処理施設無許可変更	第 9 条 第 1 項 第 1 5 条 の 2 の 6 第 1 項	第 2 5 条 第 1 項 第 1 0 号		
不正手段による施設変更許可取得	第 9 条 第 1 項 第 1 5 条 の 2 の 6 第 1 項	第 2 5 条 第 1 項 第 1 1 号		
廃棄物の無確認輸出	第 1 0 条 第 1 項 第 1 5 条 の 4 の 7 第 1 項	第 2 5 条 第 1 項 第 1 2 号		
受託禁止違反（許可のない者が処理を受託）	第 1 4 条 第 1 5 項 第 1 4 条 の 4 第 1 5 項	第 2 5 条 第 1 項 第 1 3 号		
投棄禁止違反	第 1 6 条	第 2 5 条 第 1 項 第 1 4 号		
焼却禁止違反	第 1 6 条 の 2	第 2 5 条 第 1 項 第 1 5 号		

指定有害廃 棄物保管・ 処分違反	第 1 6 条 の 3	第 2 5 条 第 1 項 第 1 6 号		
廃棄物の無 確認輸出・ 投棄禁止・ 焼却禁止違 反の未遂	第 1 0 条 第 1 項 第 1 5 条 の 4 の 7 第 1 項 第 1 6 条 第 1 6 条 の 2	第 2 5 条 第 2 項		
委託基準違 反（委託基 準に適合し ない処理）	第 6 条 の 2 第 7 項 第 1 2 条 第 6 項 第 1 2 条 の 2 第 6 項	第 2 6 条 第 1 号		
再委託基準 違反	第 7 条 第 1 4 項 第 1 4 条 第 1 6 項 第 1 4 条 の 4 第 1 6 項			
施設改善命 令・施設使 用停止命令 違反	第 9 条 の 2 第 1 5 条 の 2 の 7	第 2 6 条 第 2 号		
改善命令・ 措置命令違 反	第 1 9 条 の 3 第 1 7 条 の 2 第 3 項 第 1 9 条 の 1 0 第 1 項 第 1 9 条 の 1 0 第 2 項			

施設譲受・ 借受違反	第9条の5第1項 第15条の4	第26条第 3号		
国外廃棄物 の輸入禁止 違反	第15条の4の5第1 項	第26条第 4号		
輸入許可条 件違反	第15条の4の5第4 項	第26条第 5号		
投棄禁止・ 焼却禁止違 反目的収集 運搬	第16条 第16条の2	第26条第 6号		
廃棄物の無 確認輸出目 的の収集運 搬	第25条第1項第12 号	第27条		
取消要件該 当	第7条の4 第14条の3の2 第14条の6 第9条の2の2 第15条の3	—		
土地形質変 更命令違反	第15条の19第4項 第19条の11第1項	第28条第 2号	処理業停	
虚偽記載管 理票交付	第12条の4第1項	第27条の 2第6号	止90日	—

管理票勧告 措置命令違反	第12条の6第3項	第27条の 2第11号		
処理基準違反	第14条第12項 第14条の4第12項 第14条の4第17項	—	処理業停止60日	
欠格要件該当届出義務違反・虚偽届出	第7条の2第4項 第14条の2第3項 第14条の5第3項 第9条第6項 第15条の2の6第3項	第29条第 1号	処理業停止30日	施設使用停止30日
事業場外保管届出義務違反	第12条第3項 第12条の2第3項			
施設使用前検査受検義務違反	第8条の2第5項 第9条第2項 第15条の2第5項 第15条の2の6第2項	第29条第 2号	—	施設使用停止60日
管理票交付・記載義務	第12条の3第1項	第27条の 2第1号	処理業停止30日	—

務違反・虚偽記載	第15条の4の7第2項			
管理票写し送付・記載義務違反・虚偽記載	第12条の3第3項前段	第27条の2第2号		
管理票回付義務違反	第12条の3第3項後段	第27条の2第3号		
管理票写し送付・記載義務違反・虚偽記載	第12条の3第4項 第12条の3第5項 第12条の5第6項	第27条の2第4号		
管理票又はその写しの保存義務違反	第12条の3第2項 第12条の3第6項 第12条の3第9項 第12条の3第10項	第27条の2第5号		
引受禁止違反	第12条の4第2項	第27条の2第7号		
虚偽記載管理票写し送付・虚偽報告	第12条の4第3項 第12条の4第4項	第27条の2第8号		

<p>電子管理票 虚偽登録</p>	<p>第 1 2 条 の 5 第 1 項 第 1 2 条 の 5 第 2 項 第 1 5 条 の 4 の 7 第 2 項</p>	<p>第 2 7 条 の 2 第 9 号</p>		
<p>電子管理票 報告義務違 反・虚偽報 告</p>	<p>第 1 2 条 の 5 第 3 項 第 1 2 条 の 5 第 4 項</p>	<p>第 2 7 条 の 2 第 1 0 号</p>		
<p>処理困難通 知義務違反 ・虚偽通知</p>	<p>第 1 4 条 第 1 3 項 第 1 4 条 の 2 第 4 項 第 1 4 条 の 3 の 2 第 3 項 第 1 4 条 の 4 第 1 3 項 第 1 4 条 の 5 第 4 項 第 1 4 条 の 6</p>	<p>第 2 9 条 第 4 号</p>		
<p>処理困難通 知保存義務 違反</p>	<p>第 1 4 条 第 1 4 項 第 1 4 条 の 2 第 5 項 第 1 4 条 の 3 の 2 第 4 項 第 1 4 条 の 4 第 1 4 項 第 1 4 条 の 5 第 5 項 第 1 4 条 の 6</p>	<p>第 2 9 条 第 5 号</p>		

土地形質変更届出義務違反	第15条の19第1項	第29条第6号		
事故時応急措置命令違反	第21条の2第2項	第29条第7号	応急措置に必要な期間処理業停止	応急措置に必要な期間施設使用停止
帳簿備え付け・記載・保存義務違反・虚偽記載	第7条第15項 第7条第16項 第12条第13項 第12条の2第14項 第14条第17項 第14条の4第18項	第30条第1号	処理業停止30日	施設使用停止30日
処理業廃止・変更届出義務違反・虚偽届出	第7条の2第3項 第14条の2第3項 第14条の5第3項	第30条第2号	処理業停止30日	—
施設廃止・変更届出義務違反	第9条第3項 第15条の2の6第3項	第30条第2号	—	施設使用停止30日



最終処分場 埋立終了届 出義務違反	第 9 条 第 4 項 第 1 5 条 の 2 の 6 第 3 項			
施設相続届 出義務違反	第 9 条 の 7 第 2 項 第 1 5 条 の 4			
定期検査拒 否・妨害・ 忌避	第 8 条 の 2 の 2 第 1 項 第 1 5 条 の 2 の 2 第 1 項	第 3 0 条 第 3 号		
施設維持管 理記録・備 付け義務違 反・虚偽記 録	第 8 条 の 4 第 9 条 の 1 0 第 8 項 第 1 5 条 の 2 の 4 第 1 5 条 の 4 の 4 第 3 項	第 3 0 条 第 4 号		
産業廃棄物 管理責任者 設置義務違 反	第 1 2 条 第 8 項 第 1 2 条 の 2 第 8 項	第 3 0 条 第 5 号		
技術管理者 設置義務違 反	第 2 1 条 第 1 項	第 3 0 条 第 9 号		
有害使用済 機器保管等 届出義務違	第 1 7 条 の 2 第 1 項	第 3 0 条 第 6 号	処理業停 止 3 0 日	

反・虚偽届出				
報告義務違反・虚偽報告	第18条第1項 第18条第2項	第30条第7号		
立入検査拒否・妨害・忌避	第19条第1項 第19条第2項	第30条第8号		
施設・申請者能力基準不適合	第7条の3第2号 第14条の3第2号 第14条の6	—	改善に必要な期間の処理業停止又は改善不可能な場合は処理業許可取消	—
構造基準・維持管理基準・設置者能力基準不適合	第9条の2第1項第1号 第9条の2第1項第2号 第15条の2の7第1号 第15条の2の7第2号	—	—	改善に必要な期間の施設使用停止又は改善不可能な場合は施設設置許可取消

許可条件違反（処理業）	第7条 第14条第11項 第14条の3第3号 第14条の4第11項 第14条の6	—	処理業停止30日	—
許可条件違反（処理施設）	第8条の2第4項 第9条の2第1項第4号 第15条の2第4項 第15条の2の7第4号	—	—	施設使用停止30日
違反行為の要求・依頼 教唆・幫助	第7条の3 第14条の3第1号 第14条の6 第9条の2第1項第3号 第15条の2の7第3号	—	その違反行為に係る処分基準に準拠	その違反行為に係る処分基準に準拠
最終処分場 廃止確認義務違反	第9条第5項 第15条の2の6第3項	—	—	施設使用停止30日

その他違反	—	—	処理業停止 10日	施設使用停止 10日
-------	---	---	-----------	------------